

「リスクマネジメント方針」

I. 基本方針

企業全体を取り巻く様々なリスクから企業を守り継続的な発展を維持するために、組織全体でリスクを認識し、日常の業務遂行の過程でリスク発生の可能性を低下させ、万一リスク発生時には損害を最小限に抑える対策を事前に定める社内の基本ルール（適切な業務遂行を実現し、これによりリスクの最小化を図るための社内のルール、制度、仕組み等をいう。）に基づきリスクマネジメント活動を継続的に実践する。

II. 行動指針

1. 役職員等は、リスクマネジメントを実施するために、法令等のもとより、社内の基本ルール（グループ行動指針、リスクに関わる規定類及びマニュアル・通知・制度・仕組み等の社内ルール等）を遵守する。
2. 役職員等一人一人が、リスクマネジメントの担当者としての意識を持って行動する。
3. 会社は、全ての役職員等が共有する「会社重要リスク」を選定すると共にリスク対策を整備し、リスクマネジメントにおける組織の責任と役割を明確化する。
4. 各部門（経営企画部、安全環境部、品質保証部、I S O推進室、総務部、経理部、建設管理部、設計部、積算部、調達部、工事統括部、営業管理部、営業推進部、C S推進部、営業統括部、支店、事業部）は、「会社重要リスク」に加え、自部門の業務遂行における部門固有のリスクを抽出し、管理すべきリスク対象を選定する。
5. 各部門は、選定したリスクに関する「リスクマネジメント管理表」を作成し、発生を未然に防止する方策を策定するとともに、発生した場合の損失を最小化するリスク対策を事前に整備（基本ルールの見直し又は基本ルールを実施するために必要な細目等を定める手順書・マニュアル等を整備）し、関係者に周知徹底を図り、実施する。
6. 会社及び各部門は、毎年度末にリスク対象を見直し、リスク対策の実施状況と有効性を検証して必要な改善を行う。また、必要ある場合はリスク対象とその対策を随時見直す。
7. 会社は、グループ会社、専門工事業者、その他取引先等に対し、リスクマネジメントに関する理解を求め、リスクマネジメントの徹底を図る。
8. 会社は、会社や経営に重大な影響を与えるリスクに関し、適宜情報開示を行う。

附則

1. 実施期日

リスクマネジメント方針は、2023年10月1日から実施する。

2006年10月27日	制 定
2008年 3月28日	一部改正
2008年 8月22日	一部改正
2010年 7月23日	一部改正
2020年 2月26日	一部改正
2021年 3月25日	一部改正
2023年10月 1日	一部改正